Ⅳ まとめと今後の課題

令和2年度末実態調査をまとめるにあたり、例年と異なる結果を示す項目があることについて言及する必要があると考えました。特にその傾向が見られたのは、保健室・別室登校及びいじめ・虐待などの保健室利用に関する調査の項目についてです。新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、社会や学校での生活のあり方も大きく変化しました。そのことが反映したのではないかと考えられます。令和2年度に起こったさまざまな変化が今後どのようになっていくのか。これまで以上に注意深く経過をみていく必要があります。今回は、そのような視点も加味して御覧ください。

第1章 養護教諭基本調査

1 年齡·経験年数

令和3年3月1日現在の勤務者における県全体の養護教諭の平均年齢は42.2歳、平均経験年数は18.7年となっている。平均年齢は小学校より中学校の方が5.0歳高く、経験年数も中学校の方が5.2年長い。年齢分布を見ると、50代以上が302人で最も多く、次いで30代が203人、40代が196人、20代が182人となっており、40代以上の占める割合が56.4%(498人)に達している。また、産・育休、特休等の取得者は85人で、そのうち58人が30代であった。

経験年数では、小学校は4年以下が多く、中学校は25年以上のベテランの配置率が54.1% と半数以上を占めている。

経験年数を 10 年刻みでみると、0~9 年 278 人、10~19 年 201 人、30 年以上の経験者は 240 人であるのに対し、20~29 年の経験者は 164 人にとどまる。

10~15 年後には、現在とは年齢や経験年数の分布の変化が予想され、20~30 代や経験の少ない層が増加すると思われる。また、この年代はライフステージ上、産・育休暇等を取得する時期とも重なる。今後の年齢や経験年数の構成の変化に備えて、現在本研究会では、若手・ミドルリーダー育成のために、会員がよりレベルの高い県内外の研修会に参加できるような事業を企画している。また、県教育委員会にはスクールヘルスリーダー派遣事業の継続と養護教諭指導リーダー育成事業の継続を引き続き要望していきたい。

2 免許取得及び保健主事任用状況

(1) 免許取得状況

一種免許取得者は 680 人 (85.2%) で、平成 10 年度の一種免許取得者 386 人 (47.3%) と比べると大幅に増加している。20 代、30 代、50 代の取得率は、共に 80%を超えている。40 代は 74.2%と低いが、専修免許取得者と合わせると 76.3%である。20 代に一種免許取得者が多いのは、大学養成機関で取得した養護教諭が増えてきたためと思われる。また、30 代以上については、平成 8 年度から開催されていた認定講習において取得した者も多いと思われる。一種免許希望者は、30 代が 21 人中 14 人 (66.7%)、40 代が 45 人中 30 人 (66.7%)であった。専修免許希望者 66 人中、40 代が 27 人 (41.0%)であった。キャリアを積んだ40 代により専門性を高めたいという意識がみられる。そのため、県内では平成 30 年度で終了となった一種免許が取得できる認定講習の再開を要望していきたい。

(2) 保健主事任用状況

小学校で 52.1%、中学校では 65.2%の学校で、養護教諭が保健主事に任用されていた。

平成7年度の保健主事制度改正以降任用率が増加し、それ以降も小・中学校共に任用率は少しずつ増加している。

養護教諭が学校保健活動の中核的役割や、コーディネーターとしての役割を求められている中、保健主事として学校保健推進のための役割を果たしている者も多い。

第2章 学校基本調査

1 養護教諭を取り巻く環境に関する調査

(1) 健康教育の校内組織体制

平成 25 年度からの推移をみると、健康教育の校内組織体制は「十分機能している」「十分ではないが機能している」の合計が増加してきている反面、「組織なし」も依然として 2.6%ある。また、令和2年度の健康教育以外の委員会への所属状況をみると、「就学支援」「いじめ対策」「特別支援」「生徒指導」への所属率は80%を超えているが、「企画(運営)」「進路指導」は低い。ただし、「企画(運営)」への所属率については全体では54.7%と低いが、静西・浜松地区の中学校では95%以上の参加に対し、静東・静岡地区の小学校では30%台と地域・校種に差がみられる。地域や校種により養護教諭に求められる役割に違いが生じる理由を探る必要がある。今以上に、養護教諭の専門性と保健室の機能を生かした情報提供や発言が、各委員会でできるようマネジメント力の向上を図りたい。

(2) 保健室及び校内の施設・設備

「インターネットに接続できるパソコン」設置は、県全体で小・中学校共に96%を超えている。インターネット環境の整備は、日本スポーツ振興センターの手続きや執務の効率を図る上で100%が望まれる。「保健室からのメール送受信」ができる学校の割合は、静岡・浜松が95~100%と高率であるのに対して、静東・静西は低く県全体では70%に満たなかった。セキュリティ上、他市町とは保健室から直接メールでのやりとりができないような対策を講じている地域もあるが、今後も「新しい生活様式」が広がっていくと、オンラインによる関係諸機関・多職種・他地域との連絡や連携がさらに進んでいくものと思われる。養護教諭が、保健室からも市町内外の別なくやりとりができる通信環境が望まれる。「セキュリティ設備有」についても個人情報保護の観点から100%が望まれる。また、「一般教室の空調設備(エアコン・扇風機)」の設置は、県全体で100%に達した。平成30年度に、環境衛生基準の一部改正により、教室等の温度基準が「17℃以上28℃以下」に見直された。それと共に、災害級と称される暑さ対策のため、県内各市町で学校へのエアコン設置が進んだ結果である。また、「製氷機」の設置率は、小学校26.3%、中学校63.3%だった。熱中症への対応はもちろん、迅速な応急手当のためにも全県各校への製氷機の設置が望まれる。

(3) 教科保健(保健学習)の実施状況

教科保健を実施した形態は、ほとんどがチーム・ティーチング等であったが、兼職発令を受けての実施が小学校で1.1%(2校)、中学校で5.6%(2校)あった。教科保健を実施した学校の成果としては、「児童生徒理解が進んだ」「保健室の情報が生かせた」の割合が、全体として80%を超えていた。

養護教諭不在時における保健室への支援体制を整え、がん教育など新たな指導内容も対応できるよう、専門性を高めていきたい。

(4) 学級活動や総合的な学習の時間などにおける保健指導の実施状況

保健指導の実施率は、小学校が61.7%、中学校が46.2%だった。年次推移をみると小学校は減少傾向、中学校は横ばいである。実施した学校の成果としては、「保健室の情報が生かせた」「児童生徒理解が進んだ」「個々の健康への関心の高まり」の回答が多かった。

平成 21 年度に施行された学校保健安全法第 9条 (保健指導)では、「養護教諭を中心として関係教職員と連携した組織的な保健指導の充実」が明示されていることから、自校の健康課題を明確にし、解決に向けて養護教諭の専門性を発揮していくことが期待されている。

2 保健室・別室登校及びいじめ・虐待などの保健室利用に関する調査

(1) 保健室・別室登校の実態

保健室登校児童生徒がいる学校は283校で、前年度より45校減少した。また、保健室登校 児童生徒数も927人で、前年度より小学校65人、中学校117人が減少している。保健室登 校児童生徒がいる学校の一校あたりの人数は、小学校2.92人、中学校4.0人となっている。

平成30年度からは保健室登校児童生徒の実態に加え、別室登校児童生徒の実態も調査している。その結果、保健室登校児童生徒のいる学校の割合は、小学校37.9%、中学校35.2%で、別室登校児童生徒のいる学校の割合は、小学校34.3%、中学校77.7%と、中学校では小学校と比べて、別室登校の生徒がいる割合が2倍以上高い。また、保健室登校児童生徒数は、小学校555人、中学校372人であり、別室登校児童生徒数は、小学校367人、中学校1165人だった。中学校の保健室登校生徒数は減少傾向にあるが、別室で過ごす子供の割合や人数の多さから、より集団に適応しづらくなっている子供が増加していることが改めて浮き彫りになった。

養護教諭の支援内容についても、「担任・部活顧問等の教職員との連絡・調整・相談に対する対応」「保護者・児童生徒への対応」「カウンセラーとの連携」の割合が高く、養護教諭の各校におけるコーディネーターとしての働きがうかがえる。また、別室登校を始めるまでの過程では、学級担任だけでなく、養護教諭が関わっていることも多く、校内支援体制の中で養護教諭が果たしている役割が大きいのではないかと推測される。

保健室登校児童生徒に対する支援内容について、支援計画がある学校の割合は小学校では17.4%、中学校は16.1%であった。保健室登校の支援をするにあたり、保護者との信頼関係、校内での職員間の情報共有と共通理解、小・中学校の連携、さらに地域・関係諸機関との連携が必要である。

(2) 養護教諭が心の健康に問題を抱える児童生徒へ支援した事例の実態(保健室登校対応以外)

養護教諭が心の健康に問題を抱える児童生徒へ支援した学校は、小学校で83.8%、中学校で97.0%と多い。その内容は、「友達との人間関係」「身体症状からくる不安や悩み等」「家族との人間関係」が高く、中学校では、よりその割合も高い。さらに、中学校ではそれに加え、「自傷行為」の割合が小学校より40%以上も高くなっている。小学校高学年から中学校にかけては、一人の人間として体も心も大きく成長していく時期である。そのような中で、家族や友達・異性のことで悩んだり、学習や将来の自己実現のために、理想と現実の間で不安や葛藤が生まれたりと、不安定な精神状態になる子供もいる。養護教諭には、そのような子供たち一人一人に寄り添った、丁寧な支援を求められている。その求めにも応じられるよ

う、複数配置も視野に入れた人的な措置も必要である。

(3) 養護教諭が対応に関与したいじめの実態

養護教諭がいじめの対応に関与したのは小学校 154 人、中学校 118 人だった。いじめ発見のきっかけは、小・中学校共に「本人からの相談」が最も多い。児童生徒との信頼関係を築くこと、日常の健康観察に重点を置き、「いつもと違う」といった教職員の気付きを共有し、学校全体で早期発見・早期対応に努めていくことが必要である。

(4) 養護教諭が対応に関与した虐待を受けた児童生徒の実態

養護教諭が虐待の対応に関与したのは小学校 189 人、中学校 118 人だった。過去 3 年間をみると中学校では増加傾向にある。虐待発見のきっかけは、小学校では「担任」と「本人からの相談」の順、中学校では「本人からの相談」と「担任」の順となっている。また、小・中学校共に「担任以外の教師」「養護教諭」も発見のきっかけになることが多い。このことから、教職員が日常のサインを見逃さないように気を配り、気付く力を高めるとともに、児童生徒や保護者と相談しやすい人間関係を築き、早期発見や未然防止につなげていけるように努めていきたい。

(5) 教職員の保健室利用

教職員からの相談があった学校は、地区、校種に関係なく88%以上あった。相談内容は、「児童生徒の心身の健康」「児童生徒の登校しぶり・不登校・保健室登校」の児童生徒に関する相談だけでなく、「教職員自身に関すること」も75%を超えている。教職員の人間関係や家族に関すること等の相談もあることから、教職員自身がさまざまな背景や悩み、ストレスを抱えながら仕事をしていることが分かる。また養護教諭が教職員にとっての身近な相談役として認識されていることを意識し、日頃からのコミュニケーションを大切にしながら、管理職との情報共有や連携をしていきたい。

3 危機管理に関する調査(研修、熱中症、食物アレルギー)

(1) 危機管理に関する校内研修の実態

危機管理における校内研修の取組では、全体を見ると静東、静西、静岡では割合が下がったが、浜松では増加している。コロナ禍で、例年通りの実施ができなかったことが考えられる。危機管理研修を実施した学校では、養護教諭が97%以上に参画している。校内研修の内容は、「アレルギー対応研修」が最も多く、次いで「一次救命実技研修」「感染症対応研修」だった。平成23年にエピペン®が保険適用となったことで、処方を受ける児童生徒が増加し、「アレルギー対応研修」の実施率が高くなっている。今後も教職員の危機管理能力の向上と、緊急時に適切な対応ができるよう、様々な事態を想定した校内研修を毎年実施していく必要がある。

(2) 熱中症とその予防に関する実態

熱中症での医療機関受診率や学年別人数では、小学校よりも中学校が高い。中学校は、小学校に比べ体育の授業や部活動での運動量が増えるため、管理職の指導の下に保健体育科教師や部活動顧問などの関係職員とこれまで以上に連携していく必要性を感じる。

2年度は、元年度に比べ受診率は減少している。集団指導は、県全体で60%以上が実施している。また、屋内外において活動制限の措置をとった学校は、小学校では85%、中学校では75%を超えている。今後も、児童生徒への集団指導、教職員への周知徹底、製氷機の全校

配置等、熱中症予防のための対策を講じていきたい。

(3) 食物アレルギーに関する状況

食物アレルギー対応委員会の設置率は、小学校 74.3%、中学校 62.5%であった。「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成 27 年 3 月文科省)では、「食物アレルギー対応委員会等で組織的に行う。」と明示されていることから、100%設置が望まれる。

食物アレルギーで、学校生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー用)を提出している児童生徒は県全体で6871人であり、元年度より266人減少している。そのうち、エピペン®を処方されている人数は、県全体で920人と、元年度より29人増加した。子供たちが安心で安全な学校生活を送ることができるように、家庭との連携、教職員との情報共有や共通理解を図るとともに、アレルギー対応に関する研修をさらに充実させたい。

管理表提出児童生徒数のグラフをみると、小学校低学年の提出率が高い。また、エピペン®を処方されている児童生徒数も増加していることから、小中学校でのアレルギー対応が必要な子供たちの増加が予想される。

第3章 個人基本調査

1 複数配置・資質の向上に関する調査

(1) 複数配置

複数配置校は県全体で 42 校であった。複数配置希望率は、全校児童生徒数が多くなるにつれて増加する。小・中学校共に児童生徒数 550 人以上の学校で希望率が急増し、小・中学校共に 850 人以上の学校では 100%となっている。一日の平均来室人数でみても来室人数が増えると複数配置の希望率も増加している。

複数配置の効果としては、「子供の来室時の対応に十分な時間がとれる」「養護教諭が常時在室できるので常に緊急時に対応できる」「配慮を必要とする子供の健康管理・支援が十分に行える」が多い。また、「養護教諭自身の心の健康保持に有効であった」「教職員との相談時間の確保が容易になった」「感染症の予防や発生時の対応が迅速に行える」等、児童生徒との直接の対応以外にも感染症の予防対応においても効果を感じている。児童生徒の心身の健康問題が多様化し、教職員からの相談や迅速な対応を求められる職務の増加とともに、様々な事務処理も膨大化している。学校の中核としての役割を担う養護教諭自身が、心身の健康を保持するために、児童生徒数が複数配置の定数に満たない学校であっても、児童生徒の実態に応じた弾力的な複数配置や支援体制(市町単独保健室補助員等)の充実が望まれる。

(2) 資質の向上

養護教諭が今必要としている研修は、職務に関する内容では、小・中学校共に「救急処置・救急体制」「感染症予防」が多く、領域・分野では「メンタルヘルス」、技法に関する内容では「情報処理」「ライフスキル」が多かった。時代の変化とともに、児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化・深刻化しているため、養護教諭に求められる専門性と役割が幅広く多岐にわたっている。今後も、児童生徒の健康課題解決のために、会員のニーズに応えた研修会を実施し、養護教諭の資質向上に努めていきたい。今後は、大量の退職者が見込まれ若手養護教諭が増えるため、市町教育委員会・各教育事務所に養護教諭の指導主事を配置していただき、資質向上や人事に精通できる継続的な指導体制の確立を要望したい。